



4月からプラスチックの分別方法が変わります

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、4月からプラスチック資源の収集品目を拡大し、分別収集を行います。新しい分別ルールを導入にご理解とご協力をお願いします。

環境課☎(88)9129

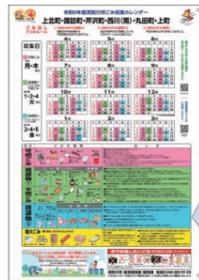
みんなで守ろう

新しい分別ルール

汚れていない1辺30cm未満のプラスチック資源が対象

資源物②の日にゴミステーションへ出す

- ▶ステーションに収集用ネットが設置されている場所は、ネットに直接入れる
- ▶ネットが設置されていない場所や、小さいもの・飛散する可能性のあるものは、透明または半透明の袋に入れる
- ▶ペットボトルや古紙類と混ぜない



資源物②	ペットボトル	プラスチック類	紙パック	段ボール	古新聞	雑誌類・包装紙・紙箱
	マークのあるペットボトルのみ	プラスチック製品マークのある容器包装 （プラスチック以外の素材が付着していない、30cm未満の汚れていないもの）				

検討に当たり...

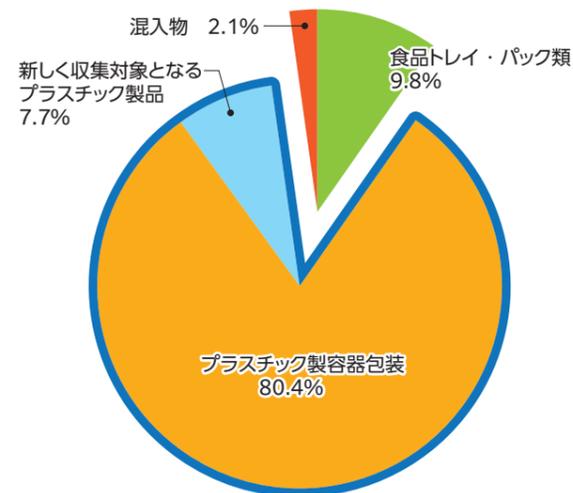
実証実験

1 サンプル調査

令和6年7月から8月にかけ、新栄町と十貫内の2地区で「プラスチック製品分別収集サンプル調査」として、各家庭でプラスチック製品として分別したごみを収集し、須賀川地方衛生センターで計量や種類別の割合を調査しました。

その結果、現在「資源物②」で収集している食品トレイ・パック類が約1割なのに対し、収集品目を拡大したプラスチック製容器包装と、新しく収集対象となるプラスチック製品の合計が、8割以上を占めました(図1のとおり)。現在、資源物②で収集したごみはリサイクルされており、新しい分別ルールによって、さらに多くのプラスチック製品がリサイクルされます。

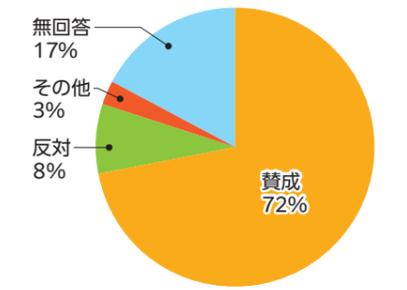
●図1 収集したプラスチック資源の種類別割合



2 アンケート調査

サンプル調査後、2地区(約500世帯)の住民に行ったアンケートの結果は図2のとおりです。プラスチック製品の分別収集を開始することに約7割が賛成しており、市民の皆さんの分別意識が高いことが分かりました。一方で「分別方法を分かりやすくしてほしい」などの意見が寄せられ、市民の皆さんにとって、分かりやすく負担の少ない分別ルールや、収集頻度の確保が必要であることが分かり、これらの結果から分別ルールを検討しました。

●図2 アンケート結果(抜粋)
Q: 分別収集の導入に賛成? 反対?



もっと詳しく! >>>

プラスチックの例と注意点

対象のプラスチック	プラスチック製容器包装	トレイ・パック類	ボトル・チューブ類	キャップ・ラベル・包装類
	プラスチックのみでできた製品	日用品類	その他プラスチック製品	

注意点

- ▶広げた状態で1辺30cm以上のものは対象外のため、可燃ごみまたは粗大ごみに分別する
- ※シートやホースなど切れるものは30cm未満に切断すれば、プラスチック資源として出せます。
- ▶ねじやゴムなどプラスチック以外の部品が付いていないか確認し、可能であれば取り外す
- ※剥がせない割引シールなどは、付いたままプラスチック資源に出せます。
- ▶油や固形物など、ひどい汚れが付着しているものは、無理に洗浄せず可燃ごみに出す



収集できない品目

- 機械の故障や事故、火災の原因となりますので、次のようなものは収集できません。
- ▶まな板のように厚みがあるもの
- ▶感染の恐れがある在宅医療用品など
- ▶リチウムイオン電池使用製品
- ▶プラスチック以外の素材が付いているもの

分別ルールの確認方法

令和6年12月に全戸配布を行ったチラシで、分別ルールを確認してください。チラシは環境課で配布しているほか、市ホームページでも確認できます。また、市公式LINEには分別区分を検索できる機能もあります。



説明会を開催しています

2月末まで、市役所や各コミュニティセンターで「プラスチック資源分別方法説明会」を行っています。事前に申し込みの上、1月に市役所で開かれた様子ご参加ください。日程は、市ホームページで確認するか環境課にお問い合わせください。また、地域団体には「地域づくり出前講座」も行っています。団体での説明会を希望するときは、各コミュニティセンターまたは環境課☎(88)9129にご相談ください。

